

広島県告示第三十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十二条第一項の規定によって、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十六年一月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	事業を行うサービス所	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団 精彩会	尾道市美ノ郷 町三成一〇六 五番地の一	介護老人保健 施設精彩園	尾道市美ノ郷 町三成三三九 一三	介護予防訪 問リハビリ テーション	平成二六年 一月一日
株式会社みのり	東広島市八本 松南八丁目一 三番九号	訪問看護ステ ーションみのり	東広島市八本 松南一丁目一 三番一〇号タ ウンボナンザ 一〇四号	介護予防訪 問看護	平成二六年 一月一日
株式会社あすか	広島市西区南 観音二丁目八 番二五号	訪問看護ステ ーションあす か東広島	東広島市黒瀬 町国近三三五 一九	介護予防訪 問看護	平成二六年 一月一日
社会福祉法人 エフアイジイ 福祉会	安芸郡府中町 柳ヶ丘二〇番 二号	リハビリ型デ イサービスチ ェリーゴード 石井城	安芸郡府中町 石井城一丁目 九番一〇号ラ ファイネ府中 一〇二号室	介護予防通 所介護	平成二六年 一月一日